北九州市行政手続条例の一部改正について

1 改正条例施行期日

平成27年4月1日(改正行政手続法の施行日と同日)

2 改正理由

「行政手続法」の一部が改正され、処分及び行政指導に関する手続について、国 民の権利利益の保護の充実を図るための制度が整備されました。

本市は、このことを踏まえ、市民の権利利益の保護の充実を図るため、「北九州市行政手続条例」を一部改正し、改正法と同様の措置を講じました。

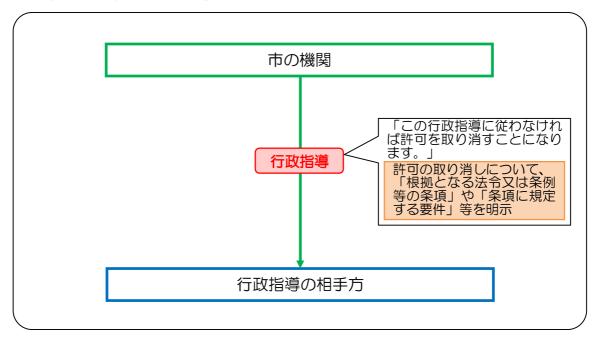
3 改正内容

(1) 適用除外

第2章から第4章までの規定の適用が除外されている処分及び行政指導について、新設する第4章の2(第34条の3)についても、適用を除外することとしました(第3条第1項関係)。

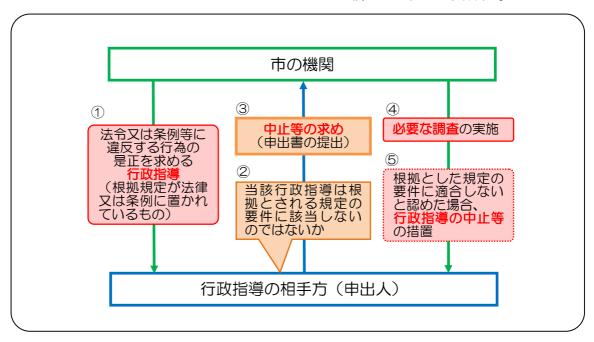
(2) 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととしました(第33条第2項関係)。



(3) 行政指導の中止等の求め

法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとしました(第34条の2関係)。



(4) 処分等の求め

何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとしました(第34条の3関係)。

